

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期
監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年6月1日

南三陸町監査委員 芳 賀 長 恒

南三陸町監査委員 西 條 栄 福

(別紙)

第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳 賀 長 恒

南三陸町監査委員 西 條 栄 福

第2 監査の概要

(1) 監査執行期日及び対象施設等

ア 監査委員監査

執行期日	対象施設	説明者等	立会者
平成28年 5月26日	歌津中学校	校長・教頭	教育総務課長・主幹兼 総務管理係長
	伊里前小学校	校長・教頭・事務職員	教育総務課長・主幹兼 総務管理係長
	名足小学校	校長・教頭・事務職員	教育総務課長・主幹兼 総務管理係長

(2) 監査の対象とした事項

ア 学校における施設管理の状況

(3) 監査の実施方法

ア 実施手続

① 監査委員監査

- a 学校長から施設経営状況等について、聴取した。
- b 教育総務課長から施設整備状況について、聴取した。
- c 学校の施設管理の状況等について、施設内を巡回し確認した。

(4) 監査の着眼点

ア 施設管理は、適正に行われているか。

第3 監査の結果

(1) 施設管理の状況について

各学校とも、施設管理は適正になされているものと認められた。

第4 結び

今回の監査においては、学校における施設管理の状況の確認等を主眼として実施したものである。

監査の結果に記載のとおり、施設の管理状況については適切になされているものと認められた。

今後は、限られた予算中での執行や施設等の適正管理に意を用いられるとともに、施設等の一層の活用を望み、結びとする。